



第2次
丹波篠山市
農都創造計画
令和8(2026)年度～令和17(2035)年度



令和8年3月
兵庫県 丹波篠山市

目次

はじめに	2
第2次農都創造計画の基本目標	3
計画の位置付け	4
計画の期間	5
基本目標と具体的な取り組み	6
基本目標1 多様な担い手の育成	7
基本目標2 丹波篠山ブランド力と発信力の強化	12
基本目標3 環境創造型農業システムの構築	18
基本目標4 農地の保全と活用	23
推進体制	29
施策指標	30
資料	31
丹波篠山市農都創造条例	31
丹波篠山農都宣言	35

はじめに

丹波篠山市は、豊かな自然と歴史、文化に恵まれた農村地域として、人と自然が共生する持続可能な地域づくりを進めてきました。昭和63年（1988年）には、地域の人々によって「丹波の森宣言」が行われ、丹波地域を一つの大きな森と見立て、その中で人・自然・文化がともに息づき、支え合うことを基本理念として掲げました。この理念は、私たちが大切にしてきた農業や農村の営み、そして地域の未来を考えるうえで、今も変わらず重要な指針となっています。

さらに平成21年（2009年）には、自然の気候風土に恵まれた日本一の農業の都を掲げた「丹波篠山農都宣言」を行い、平成26年（2014年）には、その理念を具現化する「丹波篠山市農都創造条例」を制定しました。これらを通じて、丹波篠山市ならではの自然を活かした農業を推進し、持続可能な農業と地域づくりに一貫して取り組んできました。

こうした理念のもと、本市では美しい街並みや景観、歴史文化を大切に守り育てるとともに、「ふるさとの川づくり」や生物多様性の保全、鳥獣害対策と野生動物との共生といった、自然環境や生きものへの配慮にも積極的に取り組んできました。

一方で、世界に目を向けると、気候変動による干ばつや豪雨、異常高温などの極端な気象現象が頻発し、農業生産への影響が深刻化しています。また、国際情勢の不安定化により、穀物や肥料などの国際的な供給網が揺らぎ、各国が食料の安定確保に向けた取り組みを強化しています。今や食料安全保障は、環境問題や安全保障と密接に結びついた重要課題となっています。

国内においても、農業の担い手不足は深刻さを増しており、基幹的農業従事者は平成12年（2000年）の約240万人から、令和7年（2025年）には約102万人へと半減しました。加えて、国内の農地面積は令和12年（2030年）には令和2年（2020年）比で35%減少するとの推計もあり、国産農産物による食料供給力の低下が懸念されています。

このように、世界的な気候変動や国際的な不安定要因、そして国内における急速な人口減少・高齢化といった構造的課題が重なり合い、農業・農村を取り巻く環境はかつてないほど大きく変化しています。このようなときこそ、地域の知恵と力を結集し、持続可能な農業と地域づくりに向けた協働の取り組みが求められています。

第2次丹波篠山市農都創造計画では、「農都」という市民共有の財産を未来へと継承していくことを基本に、人と自然との共生、食の安全・安心の確保というこれまでの理念をさらに深化させ、変化する社会情勢に対応しながら、持続可能な農業と豊かな農村地域の実現をめざし、市民、農業者、関係機関、行政が一体となり、新たな挑戦を進めます。

第2次農都創造計画の基本目標

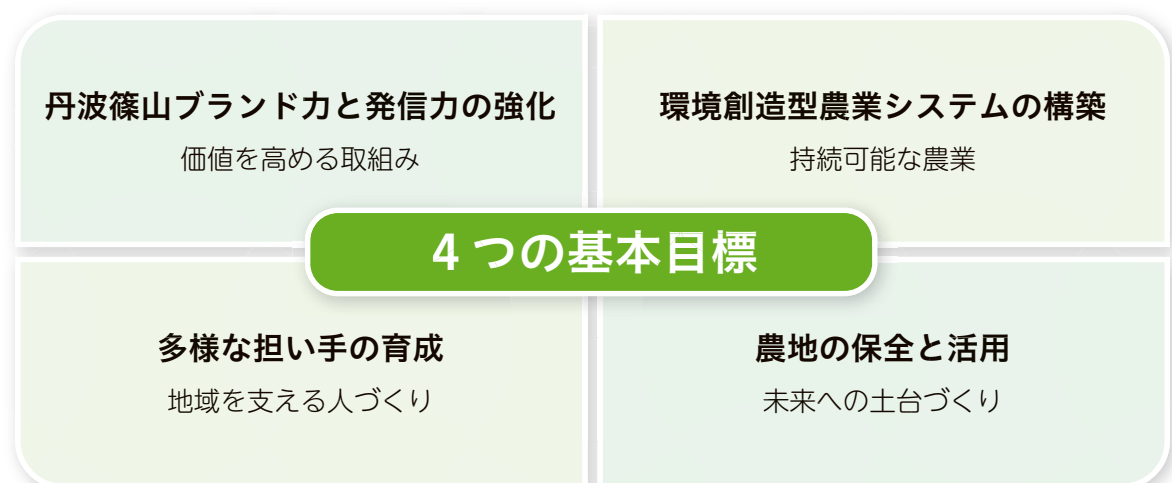
本計画では、丹波篠山市の農業を将来にわたって持続・発展させていくため、「多様な担い手の育成」と「農地の保全と活用」を重要な基盤と位置づけています。地域全体で担い手を育て支えるという意識の共有を進め、大規模農業者、集落営農組織、小規模農業者などがそれぞれの役割を発揮することで、多様な人材の確保と育成を図ります。あわせて、地域住民と連携した農地や施設の保全、集落の話し合いによる農地の有効利用により、農業の基盤を将来に引き継ぐ取り組みを進めていきます。

こうした取り組みと基盤を持続可能なものとするため、「丹波篠山ブランド力と発信力の強化」と「環境創造型農業システムの構築」を進めます。黒大豆栽培を始めとする伝統的な農法、美しい農村景観など、丹波篠山ならではの地域資源を再認識し、自ら内外に発信していくことで、シビックプライド¹を育み、農業と暮らしの価値を高めていきます。

さらに、地域特有の生物多様性や循環型農業、景観保全の取り組みを継承し、環境に配慮した農業を推進することにより、安心・安全な農産物の供給体制を構築し、丹波篠山市の農業への信頼性とブランドの持続力を支えていきます。

このように、「多様な担い手の育成」「丹波篠山ブランド力と発信力の強化」「環境創造型農業システムの構築」「農地の保全と活用」の4つの柱を基本目標とし、伝統と環境を守り、活かしていく取り組みを一体的に進めていきます。

これら4つの柱はすべて、丹波篠山市が受け継いできた文化や風土を次の世代に引き継ぐという共通の目標のもとにあり、個別に取り組むのではなく、相互に連携、補完し合いながら取り組みを進めます。



¹ シビックプライド 地域に対する住民の誇りや愛着、改善しようとする姿勢

計画の位置付け

この計画は「丹波篠山市農都創造条例」に基づいて、本市における農業の発展と農村の保全に関する基本的な考え方や、具体的な取り組みを示すことを目的として策定したものです。

また、丹波篠山市総合計画にある農業・農村に関する施策や、本市がこれまでに策定した様々な個別計画や施策との連携を図りながら、丹波篠山市基本構想の将来像『丹波篠山だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来』を目指します。

丹波篠山市総合計画

市の将来像を実現するための行政運営の根幹となる計画

将来像『「丹波篠山」だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来』

丹波篠山市農都創造計画

丹波篠山市農都創造条例に基づき、農業の発展と農村の保全に関する具体的な取り組みを示す計画

丹波篠山ブランド力と発信力の強化

めざすべき将来像

「市民一人ひとりが上質な特産物と、それを育んできた伝統や風土に誇りを持ち、その価値を高め、地域内外に向けて広く発信しています」

環境創造型農業システムの構築

めざすべき将来像

「環境に配慮した農業生産によって安全な食を持続的に供給し、人と自然が両立した持続可能な農業を実現しています」

担い手の育成

めざすべき将来像

「集落の農業や農地利用のあり方が明確になり、多様な農業者が連携し、それぞれが役割を果たしています」

農地の保全と活用

めざすべき将来像

「地域内外の農業者と住民が協力し、農地の保全と有効活用や鳥獣害対策に取り組むことで、地域ぐるみで農村の多面的機能が維持されています」

関連する個別計画

- ・丹波篠山市農業振興地域整備計画
- ・丹波篠山市環境基本計画
- ・丹波篠山市創造都市推進計画
- ・丹波篠山市食育推進計画
- ・丹波篠山市男女共同参画プラン
- ・日本農業遺産保全計画

計画の期間

丹波篠山市農都創造計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10カ年としますが、農業・農村を取り巻く情勢の変化を勘案し5年後の令和12年度（2030年度）に中間見直しを行います。また、農業情勢に大きな変化が生じた場合にはこの計画に検討を加え、必要に応じて見直しを行います。

	丹波篠山市の農業施策	国の農業施策	兵庫県の農業施策
H11年(1999年)		食料・農業・農村基本法制定 H11(1999年)	
H12年(2000年)	アグリプラン21審議会 H12(2000)年	食料・農業・農村基本計画 H12(2000年)	
H13年(2001年)	第1次アグリプラン21 H13(2001)年		
H17年(2005年)		食料・農業・農村基本計画 H17(2005年)	
H18年(2006年)			ひょうご農林水産ビジョン2015 H18(2006)~23(2011)
H21年(2009年)	丹波篠山農都宣言 H21(2009)年2月7日		
H22年(2010年)	アグリプラン21改定 H22(2010)~H25(2015)	食料・農業・農村基本計画 H22(2010年)	
H24年(2012年)			ひょうご農林水産ビジョン2020 H24(2012)~28(2016)
H27年(2015年)	農都創造条例 H27(2015)年4月1日施行	食料・農業・農村基本計画 H27(2015年)	
H28年(2016年)	第1次農都創造計画 H28(2016)~R7(2025)		ひょうご農林水産ビジョン2025 H28(2016)~R7(2025)
R3年(2021年)	日本農業遺産認定 R3(2021)年2月		
R6年(2024年)		食料・農業・農村基本法改訂 R6(2024年)	
R7年(2025年)		食料・農業・農村基本計画 R7(2025年)	
R8年(2026年)	第2次農都創造計画 R8(2026)~R17(2035)		ひょうご農林水産ビジョン2035 R8(2026)~R17(2035)

基本目標と具体的な取り組み

基本目標

具体的な取り組み

基本目標 1

担い手の育成

- ①集落営農組織への発展支援
- ②集落営農組織の連携・再編と法人化支援
- ③認定農業者、認定新規就農者への支援
- ④小規模農業者グループの支援
- ⑤新規就農者の確保
- ⑥農業経営の継承支援
- ⑦地域全体での連携による営農体制の最適化と効率化
- ⑧交流活動をサポートする人材の育成と体制の整備
- ⑨農業経営における女性の活躍推進
- ⑩栽培技術並びに知識の習得支援

基本目標 2

丹波篠山ブランド 力と発信力の強化

- ①黒大豆・黒枝豆の安定生産対策
- ②山の芋の省力栽培・増産支援
- ③栗の生産拡大と園地の継承支援
- ④丹波茶の持続可能な産地づくり
- ⑤丹波篠山牛の生産拡大
- ⑥環境創造型農産物の価値向上
- ⑦スマート農業技術の活用促進
- ⑧伝統的ブランド農産物の価値向上
- ⑨情報発信力の強化
- ⑩体験型農業・農泊の推進

基本目標 3

環境創造型農業 システムの構築

- ①環境創造型農業の推進
- ②オーガニックビレッジの実現
- ③有機農業技術の普及と定着
- ④環境創造型農業への市民意識の醸成
- ⑤日本農業遺産を活かした交流と体験
- ⑥伝統技術・知恵の継承と活用
- ⑦環境に配慮した施設整備と農村環境資源の保全
- ⑧地域循環型の土づくり推進
- ⑨環境認証制度の周知と取得支援
- ⑩ GAP の普及による農業経営改善

基本目標 4

農地の保全と活用

- ①地域計画の推進体制と農地利用の調整
- ②地域計画の優良事例の展開
- ③基盤整備・獣害対策の計画的推進
- ④農業施設ストックマネジメントの実践
- ⑤ため池の適正管理と改修整備
- ⑥水利施設管理体制の再構築と伝承
- ⑦活動組織・土地改良区の運営支援
- ⑧「水土里ビジョン」の策定推進
- ⑨草刈り隊の活動支援
- ⑩有害鳥獣の個体数管理と被害防止

基本目標1 多様な担い手の育成

めざすべき将来像

集落の農業や農地利用のあり方が明確になり、多様な農業者が連携し、それぞれが役割を果たしています。

- 大規模農業者と集落営農組織を中心的な担い手とし、小規模農業者、家族農業者、半農半Xのような多様な担い手が力を合わせ、農業機械・施設・農地を効率的に活用することで、地域全体で持続可能な農業を実現しています。
- 地区ごとの将来の農地利用を示した地域計画に基づき、意欲ある農業者や農地保全を担う多様な人材によって、次の世代に優良な農地が引き継がれています。
- 農業後継者や新規就農者は、集落の農業者や担い手農業者との連携や支援を受けながら成長し、集落農業の中核を担う存在となっています。

(1) これまでの市の取り組み

丹波篠山市では、農村集落が将来にわたって維持・発展していけるよう、担い手の育成を推進してきました。特に「集落の農業や農地は集落で守る」ことをあるべき姿として位置づけ、集落営農組織の組織化や法人化を進め、これらの組織が地域の持続的な農業の担い手となるよう、経営基盤や組織体制の強化を図ってきました。現在、集落営農組織のうち8組織が法人化されており、新たな組織設立や法人化を検討されている集落もあります。

また、高齢化や過疎化が進む中、地域内で農業の担い手が確保できない状況でも、集落と大規模農業者が連携し、水路や獣害柵の点検など農業用施設の維持管理、草刈や水管理などを集落が支援するなど、役割分担の仕組みづくりにも地域住民とともに取り組んできました。

こうした取り組みを進めるにあたり、市やJA、普及センター、農業委員会などの関係機関が連携し、自分たちの集落をどう守り、誰が農地を担っていくのかを話し合う「人・農地プラン」の策定を支援してきました。令和5年(2023年)の法改正により、「人・農地プラン」は「地域計画²」へと名称変更され、「目標地図」の作成が新たに義務づけられました。丹波篠山市では、校区を将来の農業の姿を描く単位「地区」として位置づけ、令和7年(2025年)3月には全18地区において地域計画の策定を完了しました。また、平成27年度(2015年度)からは、集落営農を支援する



スマート化が進む集落営農組織

² 地域計画 将来にわたり農業を維持していくため、地域の話し合いにより担い手と将来の農地利用の姿を示す計画。

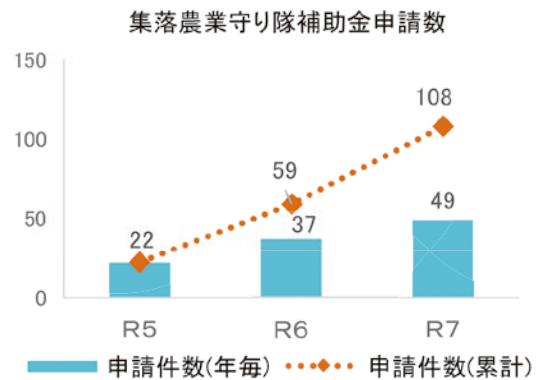
ため「集落営農基金」を設置し、共同利用する農業機械の導入支援を行ってきました。

さらに、令和5年度(2023年度)からは「集落農業守り隊応援事業」として、小規模農業者3戸以上のグループにも農業機械の助成を拡充し、これにより、集落農業の中核的な担い手としての活動が展開されてきており、将来的には集落営農組織への発展や連携も期待されています。

地域農業の持続的な発展に向けては、地域内外から多様な人材の参画が進みつつあります。新規就農者の相談窓口として、関係機関による総合的な支援体制を設け、将来の営農計画の策定支援や研修先農業者の紹介、助成制度の手続き支援など重点的に実施しています。これらの結果、移住者や祖父母の農業を継ぐ「孫ターン」など都市部からの就農希望が増えています。

農業の担い手育成においては、黒大豆や山の芋、野菜などの作物ごとに栽培技術を学べる「楽農セミナー」や、女性農業者のさらなる活躍を支援するためのトラクター操作研修の開催など、農業経営に必要な知識・技術の習得を支援してきました。

このように地域の特性や実情に即した多様な支援を行いながら、次世代を担う人材の確保と育成、持続可能な営農体制の構築に取り組んできました。



(出典)丹波篠山市

(2) 現状と課題

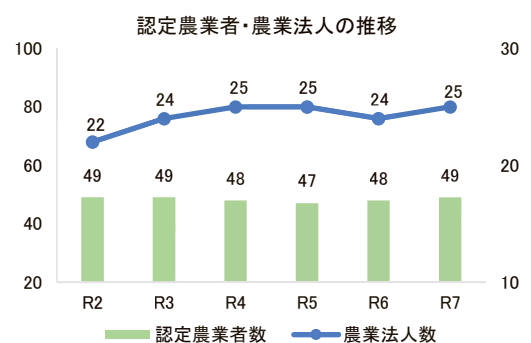
米価の長期的な低迷に加え、農業機械・農業資材の高騰、高齢化による離農、後継者や労働力不足といった要因から、地域農業を支えてきた担い手が減少し、農地の維持や農業技術の継承が難しくなっています。

集落営農組織では後継者の確保が課題と考えている組織が72%（令和7年兵庫県調べ）あり、構成員の高齢化や後継者不足により継続が困難な組織が増えつつあります。このため、組織間の連携や再編、組織の継続性や発展性を高めるための法人化、大規模農業者との役割分担などによって、次世代へ承継できる体制の構築が求められています。

認定農業者³では、経営規模が拡大するとともに資金投資も増加しています。持続可能な経営が行えるよう、経営管理能力の向上や労働環境の整備による雇用の確保、スマート農業などの新しい技術導入が求められています。

また、新規就農者や小規模農業者グループが地域に定着し、経営が軌道に乗るまでには農業経営に関する知識の習得、販路の確保、機械や施設の導入支援、地域との関係づくりなど、一定の時間と総合的な支援が必要です。

女性の農業参画は進みつつあるものの、経営

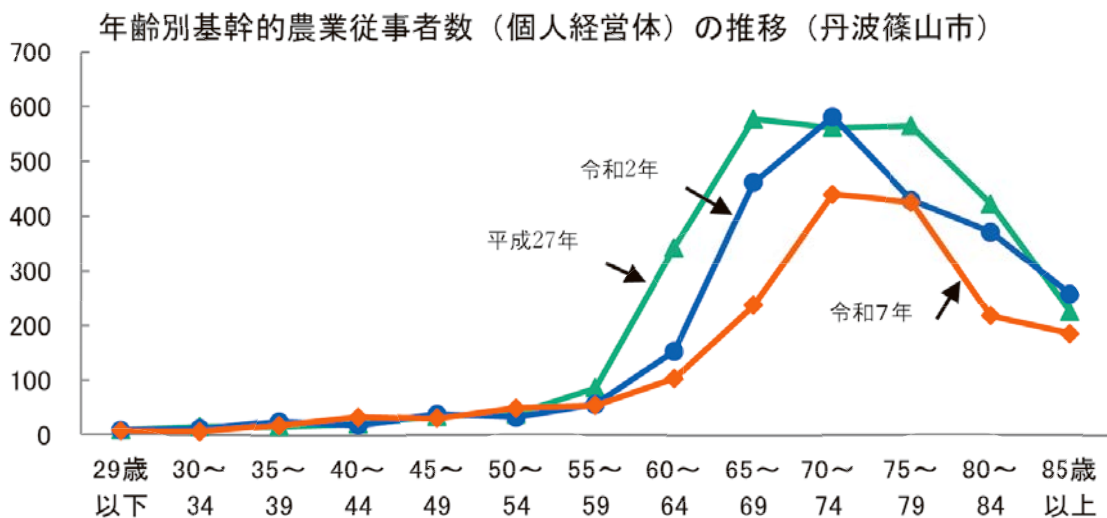


(出典)丹波篠山市

³ 認定農業者 効率的・安定的な農業を目指す農業者が作成した経営目標「農業経営改善計画」を市が認定する制度。

に関する意思決定に十分に関わっていない場合もあり、農業経営と地域活動の両面で能力を発揮できる環境づくりが求められます。

加えて、人口減少や高齢化により、地域を牽引するリーダーの減少が課題となっており、高齢農業者が持つ技術や経験を次世代に継承する仕組みづくり、都市住民や企業との連携、移住者の受け入れ、農業体験などの交流活動を支える人材の更なる充実が必要です。また、都市との交流や関係人口の創出を持続的に推進していくためには、都市住民や移住希望者と地域をつなぐ人材の育成・確保が不可欠であり、こうした人材を支える体制整備や、地域全体で活動を継続・発展させるための仕組みづくりが急務となっています。



（出典）農林水産省「農林業センサス」より作成

（3）今後の方向性

「集落の農業や農地は集落で守る」ことを基本に、地区単位で策定された地域計画の実現と定期的な見直しを支援するとともに、大規模農業者や集落営農組織、小規模農業者などが担うべき役割を明確にし、地域農業の持続的な発展を図ります。また、集落営農組織の組織化、法人化を進めるとともに、認定農業者・認定新規就農者の経営能力向上や新しい技術導入を支援し、地域農業の担い手となるよう支援します。



集落営農簿記研修会

新規就農者の育成、確保を図るため、行政やJA・農業団体、地域住民が一体となり、就農前から経営が安定するまで切れ目のない支援を図るとともに、女性や若者、移住者など多様な人材が農業に参画し、それぞれの能力や希望に応じて活躍できる機会を広げていきます。また、取り組みが進んでいる小規模農業者グループの活動を支援するとともに、地域内外の人材が連携して農業を支える体制の構築を図り、地域ぐるみの営農や農地保全の実現を目指します。

(4) 具体的な取り組み

① 集落営農組織への発展支援

集落や地域での話し合いを通じて組織化を推進するとともに、黒大豆栽培における機械の共同利用や共同作業組織から集落の農地や農業を担う組織への発展支援、女性や若者、移住者等の参画と活躍の場づくりを支援します。



黒大豆脱粒の共同作業

② 集落営農組織の連携・再編と法人化支援

集落を越えた営農組織の連携や営農組織の再編を進め、組織体制の強化や新たな担い手づくりを図ります。また、農業機械や施設、経営農地などを計画的に次世代に引き継ぐため、集落営農組織の法人化を支援し、経営の合理化や外部人材との連携、円滑な経営継承等を進めます。

③ 認定農業者、認定新規就農者への支援

個々の経営に応じた経営改善計画の策定・実践に加え、経営に関する研修や支援を通じて、高い知識と技術、優れた経営能力をもつ農業者の育成を図ります。



青年等就農計画認定書の授与

④ 小規模農業者グループの支援

機械導入や経営支援を通じて、小規模農業者グループの活動を支援し、効率化と持続性を高めます。また、小規模農業者グループが地域の担い手農業者や集落営農組織へと発展するための支援を行い、地域ぐるみの営農や農地保全を推進します。

⑤ 新規就農者の確保

定年退職後に地元へ戻るUターンや、都市部に在住する孫世代のIターンなど、田舎暮らしを志向する人の受け入れを支援し、農業後継者の確保を図ります。また、地域と移住希望者をつなぐマッチング体制を強化します。

⑥ 農業経営の継承支援

後継者がいない場合でも、移住就農者や近隣の農業者へ農地・機械・栽培技術などが継承できるよう、関係機関による調整支援とマッチングの仕組みを構築します。

7 地域全体での連携による営農体制の最適化と効率化

大規模農業者と集落営農組織が役割を分担して低コストで持続可能な営農体制を構築するとともに、既存の担い手農業者が新規就農者を支援する仕組みを整えます。これにより、機械作業や栽培技術の補完を進めつつ、経営の効率化と新規就農者の早期経営安定を図り、地域全体で最適な営農体制を実現します。



新規就農合同相談会(神戸市)

8 交流活動をサポートする人材の育成と体制の整備

地域と都市住民、移住者・就農希望者などをつなぐ人材の育成を進めるとともに、こうした人材が活動を継続できる支援を行います。また、地域の中核となる人材を発掘・育成し、交流活動や農業体験、定住支援などの取り組みを通じて、関係人口の創出と定着を図ります。

9 農業経営における女性の活躍推進

農業経営や地域活動の中で女性が主体的に関われるよう、学びや交流の場を提供するとともに、経営参画や地域における意思決定への参画を促進します。



女性オペレーター研修会

10 栽培技術並びに知識の習得支援

熟練農業者が持つ技術や知恵を次世代へ継承するための研修などを開催します。また、若手農業者や新規就農者が実践的に学べる場の充実を図ります。

基本目標2 丹波篠山ブランド力と発信力の強化

めざすべき将来像

市民一人ひとりが上質な特産物と、それを育んできた伝統や風土に誇りを持ち、その価値を高め、地域内外に向けて広く発信しています。

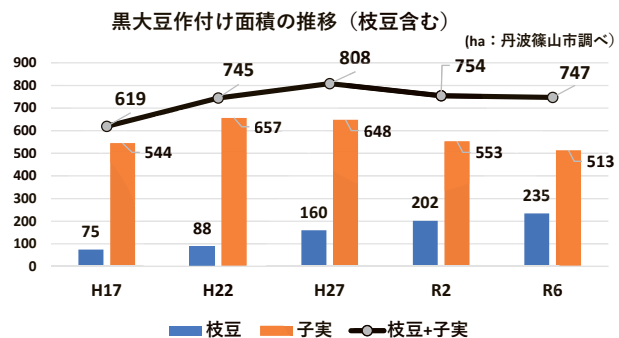
- 黒大豆、山の芋、水稻などの伝統的な特産農産物を育むために、土づくりや計画的な輪作に取り組んでいます。
- 優良な種子の確保や生産の効率化によって高品質な農産物が安定して生産されています。
- 恵まれた特産農産物や自然、景観、歴史文化を活かし、住民と来訪者にとっても魅力ある農村環境が維持・向上しています。
- 都市住民や市民の間で丹波篠山市の農業に対する理解や共感が広がり、農業者との交流が活発に行われています。

(1) これまでの市の取り組み

丹波篠山市は、令和元年（2019年）5月1日に市名を「篠山市」から「丹波篠山市」へ変更し、丹波篠山ブランドの強化を図りました。これにより、地域の認知度やイメージが向上し、本市の魅力がよりの確に伝わるようになりました。「丹波篠山」は、丹波の国の篠山を指す呼称として古くから親しまれてきましたが、丹波市と混同されることがあり、ブランドの独自性に課題がありました。市名変更はこうした誤解の解消にもつながっています。

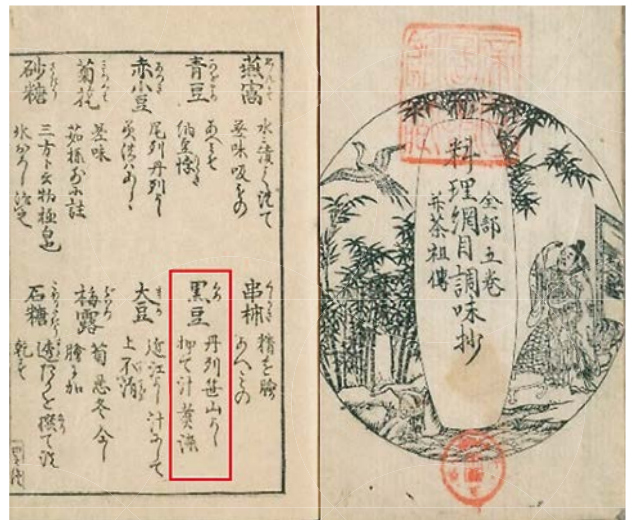
令和5年度（2023年度）に実施した経済効果検証では、地域経済への影響額が市名変更前の52億円から約75億円へと約1.4倍に増加し、「丹波篠山」を丹波篠山市として認識している人が約2.4倍に増え、ブランド力と認知度の向上に大きく寄与しています。

丹波篠山市は、丹波黒大豆、山の芋、丹波栗、丹波茶、丹波篠山牛など、全国に誇る伝統的な特産農産物を有しており、これらは地域の風土・文化・伝統技術の中で世代を超えて受け継がれ、地域の個性と誇りが醸成されています。特に「丹波篠山」の名称自体が一つのブランドとして広く認知され、農業のみならず観光や地域経済にも寄与しています。



(出典)丹波篠山市

なかでも、丹波黒大豆は本市を代表する基幹作物であり、令和3年（2021年）には「丹波篠山の黒大豆栽培」が日本農業遺産⁴に認定されました。これは、干ばつ対策として設けられた「犠牲田」や、湿田・粘土質の土地でも栽培できるよう工夫された高畝づくり、優良種子の継承といった、地域に根ざした農業の知恵と実践が高く評価されたものです。こうした先人たちの取り組みや、それによって育まれた景観や自然環境は、今日の丹波篠山ブランドの礎となっています。



享保15年(1730)に出版された料理本
「黒豆丹州笹山よし 押して汁煮染」

黒大豆の収穫期である秋には、丹波篠山味まつりや各地域の味覚イベントが開催され、黒枝豆を目当てに多くの観光客が訪れます。令和5年（2023年）には10月だけで72万人が来訪し、城下町地区だけでなく、収穫体験ができる農村部にも人が集まるなど、農業が地域交流や観光の基盤として機能しています。市内の直売所は、地元住民に加えこうした来訪者にとっての重要な購買の場となっており、地域農業と人をつなぐ交流の接点としての役割を果たしています。

また、スマート農業の導入や、農都のめぐみ農産物認証制度⁵、オーガニックビレッジ宣言⁶など、持続可能な農業に向けた新たな取り組みも進めており、更なる丹波篠山ブランドの強化を推進してきました。

(2) 現状と課題

丹波篠山の黒枝豆は、その美味しさや風味、ブランド価値が広く評価され、年々消費者からの人気が高まっています。この需要の高まりに応じて、担い手農業者や集落営農組織では、収穫や選別作業の省力化に向けた機械導入が進められています。また、新規就農者の中には、収益性の高さを背景に黒枝豆の生産に特化した経営を開始するケースも見られます。しかし、収穫期に労働力が集中することから、特に人手不足が深刻化しており、安定した生産体制の維持が求められています。

黒枝豆の出荷後に成熟させて収穫する黒大豆については、市場や消費者の需要が高い一方で供給が不足している状況です。連作による収量低下や病害の発生リスクが懸念されており、水稻との輪作体系の導入など対策が必要となっています。さらに近年では夏場の高温の影響により、品質の低下や収量の減少も顕在化しており、気候変動への対応も喫緊の課題となっています。

⁴ **日本農業遺産** 社会や環境に適応しながら形成された伝統的な農林水産業とその土地の文化が一体となった地域システムを農林水産大臣が認定する制度。

⁵ **農都のめぐみ農産物認証制度** 化学肥料・農薬を兵庫県慣行レベルの半以下にし、生きもの配慮や生きもの調査に取り組み生産団体等を市が認定する制度。

⁶ **オーガニックビレッジ宣言** 農林水産省が推進する取組で、有機農業の生産から消費までを地域ぐるみで拡大する方針を自治体が宣言するもの。学校給食等との連携や流通体制の構築を通じ、有機農業の面的拡大と持続可能な地域づくりを目指す。

山の芋は、種芋の植え付けから収穫まで手間がかかり、つるの誘引や病害虫対策といったきめ細やかな管理が求められています。また、重量野菜であるため収穫時の重労働は大きな負担となりますが、品質の保持には丁寧な作業が必要なため、省力化や機械化が難しい現状です。丹波栗も同様に、剪定、施肥、病害虫対策、収穫など年間を通して多くの作業が必要であり、長年の経験に裏打ちされた栽培技術や知識の継承が課題となっています。茶は輸出が伸びつつあるものの、国内市場では消費者の嗜好の多様化などにより需要が伸び悩んでおり、更なる品質向上と需要に即した取り組みが必要です。丹波篠山牛の生産農家は、個人経営が多く、老朽化した施設の更新や後継者の確保が課題となっています。



リモート式土壌水分センサー

丹波篠山ブランドは、豊かな自然と歴史、伝統的な農業が織りなす独自の魅力を有しています。その魅力をさらに高めていくために、丹波篠山ブランド全体の統一的なコンセプトやストーリーの整理、共有を進めています。また、農業体験や農泊など、観光との連携も着実に広がっています。今後はこれらの取り組みを持続可能な形で発展させていくための支援体制の整備が求められています。



丹波黒大豆採種ほ場

(3) 今後の方向性

「丹波の森宣言」の理念に基づき、地域の自然や文化と共生しながら、丹波黒大豆、山の芋、丹波栗、丹波茶、丹波篠山牛などの伝統的特産物の栽培技術や飼養技術、農村景観、農業生物多様性、集落ごとの協働による営農体制といった、丹波篠山の風土に根ざした農業の魅力と意義を次世代へ継承していくことが重要です。

本市の農業は、単なる生産活動にとどまらず、人と自然、そして文化が調和する営みとしての価値を持ち、これを次世代へと受け継いでいく必要があります。ブランド農産物には、それぞれに歴史や風土、伝統技術、農村景観などの文化的・環境的価値を有しており、こうした価値を可視化し発信することで、農業の“やりがい”や“誇り”を市内外に広く伝えていきます。

生産基盤の維持・強化に向けては、スマート農業⁷の導入や品種転換等による気候変動へ

⁷ **スマート農業** ロボットやAI(コンピューターシステムなどの人工知能)などの先端技術を活用し、省力化や高精度化を図る農業の形態。自動操舵トラクタやドローン、環境制御技術などを用い、担い手不足への対応と生産性向上、持続可能な農業の実現を目指す取組。

の適応、省力化技術の導入、さらには栽培・収穫の共同体制づくりや農業機械・施設の共同利用支援を通じて、持続可能で効率的な生産体制を確立します。また、高齢化が進む中でも、新規就農者が参入しやすく、規模拡大や技術向上が可能となるよう地域の体制づくりを進めます。

「農都のめぐみ農産物認証」など環境創造型農業の取り組みにより、個性ある産地としての付加価値を高めていくとともに、農業者の取り組みが正当に評価され、流通・消費へとつながる仕組みの構築を目指します。

さらに、ブランド力の強化にあたっては、各品目の個別の魅力に加え、先人が培ってきた丹波篠山の風土、歴史などを統一したメッセージやデザインで発信することで、市全体としてのブランド価値を高めていきます。

農産物直売所は、地産地消の拠点であるとともに、観光客や都市住民との交流の場でもあります。こうした拠点機能を活かし、地域農業の魅力や食文化を可視化し、農業



全国に誇る伝統的な特産農産物

への共感を育みながら、地域と都市がともに支える持続的な産地づくりを推進します。

また、農業体験や農泊など観光と融合した取り組みや、都市との関係人口の創出に向けて「丹波篠山の農業」を核とした地域の魅力を広く発信し続ける仕組みづくりを推進します。

(4) 具体的な取り組み

① 黒大豆・黒枝豆の安定生産対策

黒大豆・黒枝豆では、高温耐性品種の導入や優良種子の確保、土壌マップや気象データを活用した灌水支援等高温少雨に対応した栽培技術の確立、省力化機械や品質保持のための設備の導入などを進め、安定した収量と品質向上を図ります。



黒大豆種子の発芽試験

② 山の芋の省力栽培・増産支援

防草シートや支柱などの導入、土壌水分センサーを活用した栽培管理などの支援、作業の省力化や土壌水分遠隔監視システムの充実などを進めるとともに、新規作付け者を支援し増産につなげます。

③ 栗の生産拡大と園地の継承支援

栗の新植や園地の若返りとあわせて、高品質生産に必要な指導者（丹波栗剪定士）の育成を支援し、生産の拡大を図ります。また、栗園の継承や後継者育成を進めます。



栗の剪定講習会

④ 丹波茶の持続可能な産地づくり

丹波篠山茶の歴史的価値をブランドとして活かし、持続可能な産地づくりに向け、茶園の利用拡大と担い手育成を支援します。

⑤ 丹波篠山牛の生産拡大

優良子牛の導入や飼養技術の向上、データを活用した効率的な繁殖管理を通じて生産性を高めるとともに、防疫体制を強化し安定した生産基盤を確立します。

⑥ 環境創造型農産物の価値向上

化学肥料・化学農薬の低減や有機農業を通じて、地域資源や生物多様性を守りながら安全な食の供給により、消費者の信頼を高め、農産物のブランド力の強化を図ります。



ドローンによる農薬散布

⑦ スマート農業技術の活用促進

スマート農業技術の活用とともに、技術や機器に応じた新たな生産方式の導入支援、機器の共同利用・作業受委託体制の強化などにより、省力化と効率化、低コスト化を図ります。

8 伝統的ブランド農産物の価値向上

日本農業遺産に認定された黒大豆栽培の歴史や背景を整理・発信し、文化や暮らしに根差した民俗的な価値として伝えていきます。農業者、観光事業者、関係機関が連携して伝統的ブランド農産物の価値を高めるとともに、都市住民や若者を対象とした農業ボランティア、インターンシップの受け入れを推進します。これらの取り組みにより、ファンづくりを進め、新たな就農や関係人口の拡大につなげます。

9 情報発信力の強化

農産物直売所や観光施設との連携を強化し、魅力的な情報発信を推進します。また、日本農業遺産に認定されたストーリー性を活かした広報戦略を展開し、消費者や観光客に対して効果的に情報を届けることで、販路拡大と地域全体の認知度向上を図ります。

10 体験型農業・農泊の推進

農業体験や農泊を取り入れる農業者を支援し、観光・宿泊事業者との連携を推進し、新たな経営モデルの普及を進めます。また、農業遺産に認定された地域の環境（暮らしや食文化、景観、農業生物多様性など）を活用した、地域が主体となって企画・運営する着地型観光を推進し、農業と観光の融合による地域の活性化を目指します。

基本目標3 環境創造型農業システムの構築

めざすべき将来像

環境に配慮した農業生産によって安全な食を持続的に供給し、人と自然が両立した持続可能な農業を実現しています。

- 化学肥料や化学農薬の使用を抑える取り組みや、有機農業の技術が普及し、自然環境の保全や農業生物多様性に配慮した農業と農村づくりが進められています。
- 古くから受け継がれてきた自然と共生する農業技術や知識が活かされ、丹波篠山市ならではの環境に配慮した農業が実践されています。
- 食の安全性を伝える独自の仕組みが広がり、丹波篠山産の農産物に対する消費者の信頼が高まっています。
- 農村の自然や生きものを大切にする意識が市民の間に広がり、健全な自然環境が次の世代へと受け継がれています。

(1) これまでの市の取り組み

丹波篠山市における環境創造型農業の取り組みは、平成28年度（2016年度）に設置された「環境創造型農業庁内検討会」から始まりました。この検討会では、多くの農家が取り組みやすいよう、環境や生きものに配慮した水稻栽培方法が検討され、兵庫県の地域慣行レベルの化学肥料・化学農薬の使用量を半分以下に抑える栽培方法を取りまとめました。

その後、実証栽培を通じて従来の慣行栽培と比較しながら収量などの検証を行い、令和2年度（2020年度）には市独自栽培基準である「農都のめぐみ米栽培こよみ」を作成し、「農都のめぐみ米」として市内の全農家に配布することで導入を推進しました。

令和3年度（2021年度）には、市内の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の米飯給食すべてが集落営農組織9団体から供給された「農都のめぐみ米」になりました。さらに令和4年度（2022年度）には、栽培を奨励する補助制度を創設し、488戸の農家が約560ヘクタール分を申請。市内の水稻栽培面積の約26%で「農都のめぐみ米」の栽培が始まり、取り組みが広がっています。令和6年度（2024年度）には、「農都のめぐみ農産物認証」制度を創設し、取り組みの一層の推進とブランド化を図っています。

本市が全国に誇るブランド農産物は、長年にわたり培われてきた伝統的な農業



特別栽培米の集落ぐるみの取り組み

技術と、豊かな自然環境のもとで育まれたものであり、「丹波の森」に育まれた自然の恵みの象徴です。特に基幹作物である黒大豆の栽培は、令和3年（2021年）に「丹波篠山の黒大豆栽培」として日本農業遺産に認定され、地域の自然と調和した持続可能な農業システムとして高く評価されています。

こうした取り組みの根底には、「農業生物多様性の保全と活用」という視点があります。農業生物多様性とは、栽培する作物に加え、農地に生息する微生物、昆虫、鳥類、植物などの生物多様性、さらには農地、里山、水路などに広がる生態系の多様性を含みます。これらは食料生産の基盤である農業と密接にかかわりを持ち、生態系サービス（自然の恵み）の維持、気候変動への適応、文化的価値の継承などにも極めて重要な役割を担っています。



農都のまほろば水路「ヨシキモデル」

本市では、多自然型水路「農都のまほろば水路」の整備や、生きものや自然に優しいひと工夫をまとめた「エコアップ12」の策定を通じて、個人や地域がすぐに実践できる12の環境保全活動を推進してきました。また、里山資源を活用した地域循環型肥料の基盤となる「灰小屋」など、農業と自然が共生する独自の農村景観が今も色濃く残っており、農業生物多様性が身近に息づいています。さらに、こうした地域の知恵や実践を次世代に伝えるため、「聞き書き」などの記録・継承活動にも積極的に取り組んでいます。

令和5年（2023年）には「オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農業の推進や技術交流、水稻・黒大豆における有機農業の事例集の作成を通じて、環境負荷の少ない農業への転換を進めています。これらの取り組みは、地域の自然と共にある農業のあり方を改めて見つめ直し、多様な生きものと共生する持続可能な農業の実現に向けた取り組みです。



オーガニックビレッジ宣言

また、地球温暖化対策として、令和4年（2022年）1月に「丹波篠山市気候非常事態宣言」を公表し、気候変動への危機感を市民や事業者と共有しています。さらに令和5年（2023年）1月には、丹波篠山の環境を育み未来へ引き継いでいくため「ワクワク環境みらい都市宣言」を表明し、「環境市民行動『丹波篠山SDGs』」を策定。市民一人ひとりの具体的な行動指針を示し、全市的な取り組みを進めています。

(2) 現状と課題

全国的な農業の効率化志向の中で長年にわたり化学肥料や化学農薬への依存が続いてきたことから、環境と調和した農業への転換には一定の時間と支援が必要であり、段階的な支援体制の整備が求められています。

有機農業の担い手育成や、実践農家同士のネットワークの構築、農業者と市民・消費者との連携を図る仕組みづくりも今後の課題です。

また、市民の家庭菜園や自給的農業への関心が高まる中、移住者や新たに家庭菜園を始める市民への技術支援や地域との関係を構築するための支援も必要です。さらに、地域固有の農業技術や景観を支えてこられた高齢者の減少により、古くから受け継がれてきた知恵や技術の継承が課題となっています。

(3) 今後の方向性

丹波篠山市では、伝統的な農業技術と豊かな自然環境に支えられた地域農業を、次世代に継承していくことが重要であると考えています。特に「丹波篠山の黒大豆栽培」が日本農業遺産に認定された意義を生かし、地域固有の農村景観や生態系を守りながら、環境と調和した持続可能な農業システムの確立を目指します。

環境負荷の低い農業への転換には時間と労力が必要であるため、化学肥料や化学農薬の使用を抑えた生産への支援を段階的に進め、実践農業者のネットワークづくりや情報共有を推進します。また、有機農業をはじめとする環境創造型農業の担い手を育成するとともに、地域住民の理解を深める啓発活動を進めます。

さらに、灰小屋や「農都のまほろば水路」など、丹波篠山ならではの暮らしと結びついた環境資源を活かし、伝統的な知恵や技術を学び・体験できる場の創出に取り組みます。これにより、地域の高齢者から若者への知識継承を進めるとともに、都市住民や観光客など多様な人々と地域の価値を共有できる取り組みを進めます。

また、「オーガニックビレッジ宣言」の理念のもと、市民や農業者、消費者が一体となって自然との共生を基盤とした農業の実現を目指します。これらの取り組みによって、多くの人が環境に配慮した農業の意義を理解し、人と自然が両立する環境創造型農業システムを構築していきます。



農都のめぐみ認証米ほ場の生き物調査

(4) 具体的な取り組み

1 環境創造型農業の推進

化学肥料・化学農薬の低減や生物多様性への配慮など、環境に配慮した農業に取り組む農業者や活動組織への支援を強化します。市独自の「農都のめぐみ農産物認証」を受けた農産物をはじめ、環境創造型農産物の作付面積拡大を図ります。

2 オーガニックビレッジの実現

学校給食や直売所での有機農産物の供給や、環境教育などを通じて、市民・消費者と農業者がつながり、環境に配慮した農業を地域全体で支える仕組みを構築します。



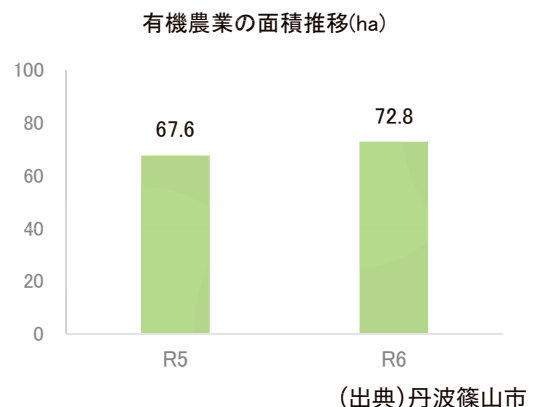
有機農業実践者による水田除草機の実演会

3 有機農業技術の普及と定着

有機農業の導入を希望する農業者に対し、既存の有機農業実践者の知見を活かしつつ技術指導や圃場の転換を支援します。農業者同士で有機農業の実践事例を共有する研修会や現地見学を実施し、実効性ある有機農業の定着を図ります。

4 環境創造型農業への市民意識の醸成

自給的農業に取り組む市民を対象に、環境に配慮した農法（有機など）の実践事例の紹介を行い、地域全体で環境創造型農業への理解と裾野拡大を図ります。



5 日本農業遺産を活かした交流と体験

日本農業遺産の認定を活かした都市住民や観光客との交流プログラムづくりを支援し、交流と農業体験の充実を図ります。

6 伝統技術・知恵の継承と活用

伝統技術や生活の知恵を明文化し、教育やまちづくりに活用するとともに、地域の語り部の発掘と育成に取り組みます。

7 環境に配慮した施設整備と農村環境資源の保全

「農都のまほろば水路」など多自然型水路の設置や循環型農業の象徴である「灰小屋」の保存活動を支援し、生きもの豊かな農村環境の保全を推進するとともに、地域資源の魅力発信を進めます。

8 地域循環型の土づくり推進

緑肥の活用や畜産農家との連携による堆肥利用の促進など、地域循環型の土づくりを支援します。

9 環境認証制度の周知と取得支援

農林水産省の補助金交付に必要な「クロスコンプライアンス⁸」や、「みどり認定⁹」制度の周知・取得支援を行います。



緑肥のすき込みによる土づくり

10 GAPの普及による農業経営改善

GAP¹⁰（農業生産工程管理）の普及を図り、農場経営管理・食品安全・環境保全・労働安全・人権保護の向上をめざします。

⁸ **クロスコンプライアンス** 農業者が補助金や直接支払交付金を受けるに当たり、農地の適正管理や環境保全、法令遵守など一定の基準を満たすことを求める仕組み。

⁹ **みどり認定** 「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷低減に取り組む農業者の計画を都道府県等が認定する制度。化学農薬・化学肥料の使用低減や温室効果ガス削減などの取組を促進し、持続可能な農業への転換を支援する仕組み。

¹⁰ **GAP** Good Agricultural Practices の略称であり、食品安全、環境保全、労働安全などに配慮した農業管理の取組を指す。生産工程を記録・点検し改善を図る仕組みで、持続可能で信頼性の高い農業経営の確立を目的としている。

基本目標4 農地の保全と活用

めざすべき将来像

地域内外の農業者と住民が協力し、農地の保全と有効活用や鳥獣害対策に取り組むことで、地域ぐるみで農村の多面的機能が維持されています。

- 地域計画をもとに農地の有効利用が図られ、地域農業が持続しています。
- 農地や農業用施設は、地域の担い手や関係者が役割を分担し、機能診断に基づく点検・改修など、計画的に管理・保全・更新される仕組みが整っています。
- 地域内外の農業者と住民が協力して農地や施設の維持管理に取り組む体制が定着し、将来にわたる保全への意識も地域全体で高まっています。
- 地域住民が連携した獣害防護柵管理や追い払いの体制が整い、持続的な獣害対策が実現しています。

(1) これまでの市の取り組み

農地は、私たちの命を支えるかけがえのない生産基盤であり、農村景観を形成し、多様な動植物を育み、また、防災の面からも大きな役割を担っています。計画的な土地利用のもと、農業振興地域の農用地の維持・保全に取り組んできました。

特に平成24年度(2012年度)から始まった「人と農地の問題」を解決する「人・農地プラン」では集落単位で策定を進め、令和4年度(2022年度)までに96集落でプランが策定されました。また、令和5年度(2023年度)から目標地図が新たに加わり法定化された「地域計画」では、2年間と限られた中で令和7年(2025年)3月末には18校区(226集落)全ての地区で地域計画が策定されました。



住民協働による施設の維持管理

一方、農業や農村が持つ水源涵養、自然環境保全、良好な景観形成、文化伝承などの役割を支えるため、市内104組織、201集落が多面的機能支払制度を活用し、農業用施設の維持管理や日常的な保全、住民協働による環境保全に取り組んでいます。この制度による耕地面積に占める割合は全面積の84%に達しており、地域の農業者や集落営農組織が協力して農地や景観を守っています。

基盤整備では、用水路の管路(パイプライン)化に取り組む地域もあり、効率的な給水と維持管理の省力化などが図られています。また、江戸期以前に築造された農業用ため池の多くは老朽化が進み、一部では漏水や堤体の変形が見られます。この対策として、全て

のため池の管理者情報を整備・データベース化し、定期的な点検や必要に応じた改修工事を行っています。

獣害対策では、獣害防護柵の点検やサルなどの追い払いを、農家だけでなく地域内外の関係人口と協力して行っています。これを「獣がい対策」として位置づけ「害」を前向きに捉えることで、地域の活性化にもつなげています。また、平成29年度（2017年度）の鳥獣被害対策優良活動表彰において農林水産大臣賞を受賞するなど、本市の獣がい対策は、全国で最も優れた取り組みとして高く評価されています。

金網による獣害防護柵の設置については、令和6年度（2024年度）末時点で総延長約460キロメートルに達し、野生動物の隠れ家となる山裾にはバッファゾーン（緩衝帯）を設けるなどして野生動物の侵入を防いでいます。また、野生動物の個体数管理にも取り組んでおり、野生動物の保全と農作物被害軽減の両立を図っています。

シカの捕獲については、本市の被害防止計画（令和4年～令和7年）に基づく目標捕獲頭数700頭に対し、令和6年度（2024年度）度は651頭を捕獲しました。イノシシの捕獲については、市の被害防止計画に基づき農作物被害を及ぼす加害個体を捕獲しており、令和6年度（2024年度）には255頭を捕獲しました。また、地域ぐるみで農作物被害を防止し、有害



都市住民と連携した獣害柵の点検

鳥獣の捕獲を推進するため、「有害鳥獣捕獲従事者」に対して狩猟者登録などに必要な経費を助成するなど、人材育成にも積極的に取り組んでいます。ニホンザルについては希少動物としての側面を考慮し、兵庫県ニホンザル保護管理計画に基づき、一定の群れ数と個体数を維持しつつ、被害の拡大防止のために捕獲を実施しています。さらに、サル用電気柵の設置やサルの位置情報メールの配信、追い払い犬の育成、威嚇用花火の活用、被害住民に対する実地研修など、地域ぐるみによる追い払い対策も支援しています。また、ニホンザルの群れは市域や県域を越えて移動することから、丹波市や京都府内の市町と連携し、その動向を広域的に監視しています。

（2）現状と課題

令和7年（2025年）3月末までに策定された地域計画では、10年後に担い手が確定している農地面積の割合は65%にとどまっており、今後も農業者や集落、地区、関係機関で継続した話し合いを行い、農地の有効利用を図っていくことが求められています。

一方、昭和40年代から整備された農業用水路・農道・ため池などの農業用インフラは、現在その多くが耐用年数を超え老朽化が進行しています。また、大規模農業者と小規模農業者の二極化や土地持ち非農家の増加といった農村構造の変化により、水利施設の利用者・管理者が変化し、利用ルールの不明確化や改修費用の負担などが課題となっています。さらに、老朽化した農業施設の長寿命化や水利施設の管理体制の再構築、そして農業用インフラを将来にわたって維持・活用するための担い手の確保が急がれています。

また、従来発生していなかった地域にもシカ・イノシシなどによる獣害が発生しており、耕作放棄地の増加や営農意欲の低下を招いており、ICT（情報通信技術）やドローンなど新たな技術の導入、非農家も巻き込んだ広域的な取り組み体制づくりが必要です。

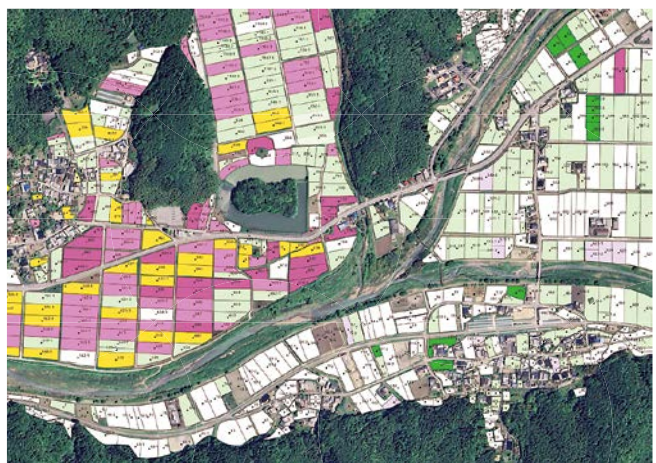
耕作放棄地は年々増加しており、その発生を防ぐには、農地の貸し借りに対する不安解消や情報提供の強化も不可欠であり、農地中間管理機構の活用や地域内での農地マッチング支援を促進する体制づくりが求められています。また、地域住民が主体的に農地保全に関わる「草刈り隊」などの活動の支援を通じ、地域ぐるみで農地を守る仕組みを継続的に整備することが必要です。

（3）今後の方向性

地域農業の課題や将来の姿を整理し、具体的な対応策を描いた「地域計画」の実現を図るため、毎年継続して「協議の場」を設け、関係者が主体的に課題を共有し、持続可能な農業の実現に向けた行動を推進します。さらに、農地や農業用施設の管理・利用についての役割分担を明確にし、協働と共助に基づく地域農業を目指します。

また、各地区で開催する地域計画の話し合いを通じて、内容の見直しや改善を継続的にを行い、農地の有効利用や用水路など農業基盤の整備を計画的に進め、将来にわたって農業を支える体制の実現を目指します。

特に、耕作放棄地の防止と農地の有効活用を進めるため、地区ごとの「目標地図」により遊休化するおそれのある農地の状況を把握・共有し、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ取り組みを進めます。また、担い手農業者や就農希望者への農地のマッチング支援を強化し、農地の集積が円滑に進む体制づくりを進めます。



農地ごとに担い手を明確にした「目標地図」

さらに、今後担い手農業者への農地集積が進む中で、農作業や管理の効率

化・省力化を図ろうとする地域では、農地の基盤整備やパイプライン化に対する機運が高まっており、こうした動きを踏まえ基盤の再整備を進めます。

また、水利施設の利用形態や担い手の変化に対応した新たな管理体制の構築と、地域の合意形成を重視した支援策を展開し、あわせて「水土里ビジョン¹¹」の策定を進め、持続可能な農業用インフラの保全・活用方針を地域で共有する体制づくりを推進します。特に、老朽化が進む農業用ダムからの幹線水路や大規模取水施設など、基幹的な農業用インフラの改修・更新にあたっては、「ストックマネジメント¹²」の視点を取り入れ、限られた財源

¹¹ **水土里ビジョン** 土地改良区等が策定する将来構想で、農業水利施設の保管理や更新、地域資源の活用方針を示したものの。農業・農村の多面的機能を維持しつつ、持続可能な水利・農地管理体制の確立を目的とする指針。

¹² **ストックマネジメント** 農業水利施設など既存インフラを「社会資本ストック」として捉え、計画的な点検・診断と補修・更新を行う管理手法。長寿命化と維持管理費の平準化を図り、限られた財源で機能を持続的に確保することを目的としている。

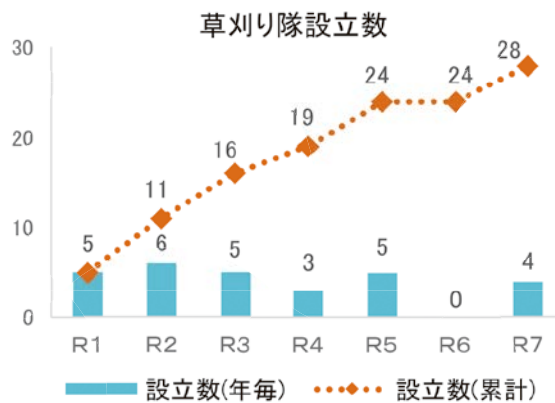
の中で計画的かつ効率的な点検・補修による維持管理を進めていきます。さらに、有害鳥獣対策や地域住民による自主的な保全活動（草刈り隊など）を一体的に支援することで、地域ぐるみの農地活用と保全の実現をめざします。

一方、安心して農業が営める環境を確保するため、人と野生鳥獣との共生を図りながら被害防止対策に取り組みます。特に市内全体の鳥獣害対策として、野生鳥獣に対して適正な生息数の目標を設定し、その数を超えた個体を捕獲する「個体数管理」により過度な増加を防止していきます。

被害防止では、イノシシ、シカ対策の金網柵やサル用電気柵の設置を進め効果を発揮してきましたが、獣害防護柵が設置されていない地域に新たな被害が発生しており、この地域への対策支援に取り組んでいきます。

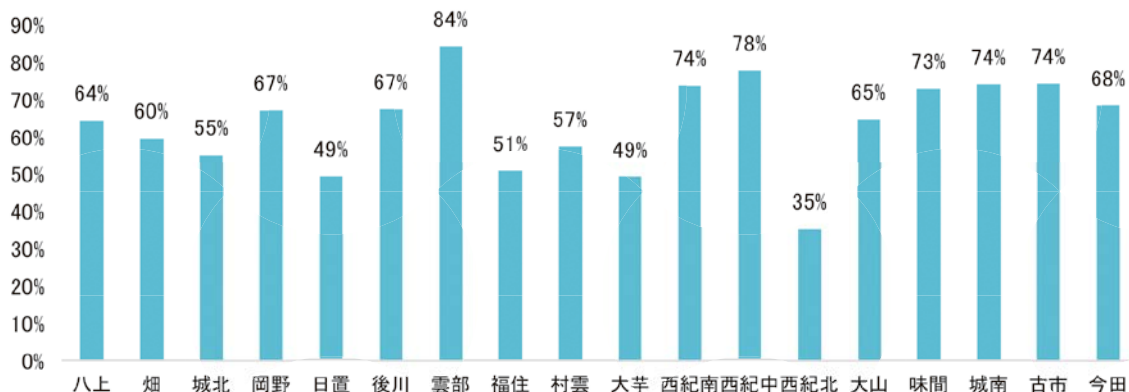
また、集落ごとに設置された獣害防護柵の点検活動に対して支援を行い、獣害防護柵の適切な維持管理と効果的な被害防除を進めます。特にニホンザルに対しては、電気柵の整備、位置情報メールの配信、地域住民による追い払い活動などを支援し被害の軽減を図っていきます。

さらに、丹波篠山市独自の取り組みとして、地域内外の関係人口を巻き込み、獣害防護柵の点検や、追い払いの体験などを実践し、地域ぐるみでの継続的な獣害対策を行う「獣がい対策」を推進していきます。



(出典)丹波篠山市

「農業を担う者¹³」が担う農地面積の割合(令和7年3月時点)



(出典)丹波篠山市

¹³ **農業を担う者** 地域計画において認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業法人などの主体に加え、意向調査に基づき将来的に農地を受け継ぎ、10年後の耕作予定者として目標地区に特定された、継続的に農業を行う個人や法人のこと。

(4) 具体的な取り組み

① 地域計画の推進体制と農地利用の調整

地区ごとに農業者や関係機関が参加する地域計画検討会を定期的で開催し、地図情報を活用しながら担い手農業者や農地所有者などの役割を可視化し、将来の営農体制について協議を進めます。あわせて、耕作放棄地の発生を未然に防ぐため、農地利用意向調査を定期的に行い、農地の貸し借りを支援する体制を整備し、持続可能な農地利用を図ります。



地区別に開催する地域計画検討会

② 地域計画の優良事例の展開

地域計画の優良事例をモデルとして各地域へ共有・展開し、地域の課題に応じた農地利用の取り組みを広げていきます。

③ 基盤整備・獣害対策の計画的推進

獣害や用排水施設の不具合などを地域計画と連動させ、基盤整備や獣害防除事業などの整備を計画的に推進します。

④ 農業施設ストックマネジメントの実践

ストックマネジメントの手法を活用し、農業用施設の劣化状況の把握、更新計画の策定、優先順位に基づく修繕を計画的に実施します。また、農地利用の効率化・省力化を図ろうとする地域では、基盤整備やパイプライン化などの再整備を進めます。



揚水ポンプの機能診断

⑤ ため池の適正管理と改修整備

ため池の点検など適正管理に努めるとともに、不具合があるため池については低水位管理や改修整備を進めていきます。

⑥ 水利施設管理体制の再構築と伝承

農業用水利施設の管理体制について、大規模農業者や土地持ち非農家も含めた新たな枠組みを検討し、合意形成や役割分担の促進に加え、水利施設の管理・操作に関する知識の習得や伝承を支援します。

7 活動組織・土地改良区の運営支援

多面的機能支払活動組織の支援や、土地改良区の運営支援を強化し、活動組織の担い手の育成や効率的な運営を図ります。

8 「水土里ビジョン」の策定推進

地域ぐるみによる農業水利施設などの保全のあり方を具体化する「水土里ビジョン」の策定を進め、農業・農村の将来像を共有しながら、合理的かつ効率的な農地保全の方針を明確にします。

9 草刈り隊の活動支援

市内各地で設立されている「草刈り隊」の活動を支援し、地域住民による農地の主体的な維持管理を促進します。



草刈り隊の活動

10 有害鳥獣の個体数管理と被害防止

シカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣による被害対策として、個体数管理と防除体制の強化を進めます。

個体数管理では、鳥獣被害対策実施隊が捕獲活動を行い、野生生物の生息数を適正に保ち、農作物被害の抑制を図ります。ICT（情報通信技術）による遠隔操作可能な捕獲檻や、ドローンを活用した生息状況の把握により、捕獲活動の効率化と管理体制の強化を進めます。

防除体制では、金網柵や電気柵の設置支援、サル監視員の配置、出没情報の共有、追い払い犬の育成など、集落全体での対策を推進します。また、アライグマやヌートリアなどの特定外来生物については、市民と連携した捕獲体制を構築します。



集落での獣害柵の設置

推進体制

丹波篠山市農都創造計画を着実に推進するため、関係する会議や協議会が連携し、それぞれの役割に応じて進捗管理や施策の検討、情報共有を行います。以下の体制で、計画の実践を進めていきます。

1. 推進体制の全体像

計画の進捗確認、施策協議、農地保全、実務的な連絡調整を担う各組織が、それぞれの役割を分担しながら、相互に連携して進めていきます。

2. 主な会議・協議会の役割

(1) 丹波篠山市農都創造審議会

計画の進捗状況を確認し、必要に応じて施策を審議・提言します。

※丹波篠山市農都創造条例第16条に基づく組織です。

(2) 丹波篠山市地域農業再生協議会

農業経営の安定化を図るため、行政と農業者団体が連携し、作物の生産振興、米の需給調整、農地の利用集積、耕作放棄地の再生、担い手の育成・確保などを協議・推進します。また、地域計画の進捗や見直しなどを管理します。

構成員：農業者、JA、米流通事業者、農業委員会、市

(3) 丹波篠山市農業振興地域整備促進等協議会

農業振興地域の整備計画の策定・変更、計画に基づく農地保全や整備事業の進捗管理を行います。

構成員：農業者、自治会長、土地改良区、森林組合、農業委員会、市

(4) 丹波地域就農支援センター

新たに農業に取り組む人に対して、就農相談、農業経営や栽培技術の指導、定着支援などを行い、地域での着実な就農を支援します。

構成員：農林振興事務所、農業改良普及センター、JA、農業委員会、市

(5) 丹波篠山市農林振興協議会

関係機関が実務者レベルで連携し、施策の進捗確認や作物の生育・出荷状況などの情報共有、新技術の実証・導入などを行います。

構成員：農業改良普及センター、JA、農業委員会、共済組合、市

施策指標

基本目標1 多様な担い手の育成

指 標	現状(R6)	目標(R12)	指標の考え方
認定農業者及び認定新規就農者の数	55経営体	65経営体	【認定農業者】 意欲ある農業者が自己の経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した「農業経営改善計画書」を作成し、市の認定を受けた者 【認定新規就農者】 新たに農業を始める者が5年後の経営目標を記載した「青年等就農計画」を作成し、市の認定を受けた者 ※目標数値は、現状数値からの累計とする
楽農セミナー受講者数	27人/年	30人/年	新たに農業を始めたい者や農業に関心のある者を対象に市が開催する市民農業講座の参加者数
集落営農に取り組む組織数	120組織	138組織	集落又は複数集落で営農活動(草刈り隊含む)に取り組む組織数

基本目標2 丹波篠山ブランド力と発信力の強化

指 標	現状(R6)	目標(R12)	指標の考え方
黒大豆の作付面積	747.3ha	747.3ha	営農計画書に基づく黒大豆及び枝豆の作付面積
黒大豆の整粒率	26%	40%	黒大豆の生育調査地点における形や大きさが整った粒の割合
山の芋の作付面積	17.7ha	30ha	営農計画書に基づく山の芋の作付面積
スマート農業導入面積	858.4ha	1000ha	スマート機能を有する田植機、トラクター、コンバイン、ドローン、ラジコン草刈機などの作業面積
ふるさと納税の寄付	29,643件/年	36,500件/年	

基本目標3 環境創造型農業システムの構築

指 標	現状(R6)	目標(R12)	指標の考え方
農都のめぐみ農産物認証を受けて生産される水稲の作付面積	73ha	700ha	①～③取り組みを市が認証し栽培されたお米 ①化学肥料・化学農薬を県慣行レベルの1/2以下 ②中干し開始時期を遅らせるなどの取り組み ③生きもの調査の実施
有機農業の取り組み面積	72.8ha	100ha	水稲、黒大豆等の有機栽培面積

基本目標4 農地の保全と活用

指 標	現状(R6)	目標(R12)	指標の考え方
地域計画に位置づけられた「農業を担う者」が担う農地面積の割合	65%	75%	将来(10年後)耕作を継続する意向を持つ農業者の割合
多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	201集落	203集落	水路、農道、ため池、法面など、農業を支える共用施設を地域の共同活動により維持管理する組織
鳥獣保護管理計画に基づく駆除計画に対する達成率	93%	100%	駆除計画に定めた捕獲数に対する達成度 (シカ:700頭/年、サル:群れの頭数30~40頭、イノシシ:加害個体の捕獲)

資料

丹波篠山市農都創造条例

平成26年12月22日

条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本方針（第9条—第14条）

第3章 丹波篠山市農都創造計画（第15条）

第4章 丹波篠山市農都創造審議会（第16条）

附則

私たちのまち丹波篠山は、兵庫県の中東部、丹波高地の山々に囲まれた篠山盆地に位置し、武庫川、加古川、由良川の3つの河川の源流を育み、四季の移ろいに合わせ異なった彩りを見せる山河と田園が、日本の原風景とも言えるのどかで豊かな景観として残されています。

私たちの先人は近代以降、日本の都市化が進むなかにおいても、農業と農村を大切に守り続け、日本の「農都」として篠山の農村風土を継承してきました。

この素晴らしい環境の中で、先人の弛まぬ努力により受け継がれた黒大豆や山の芋など、豊富な全国ブランドの農産物が育まれてきました。

このかけがえのない市民共有の財産を守り、次の世代へ確実に引き継いでいくことは私たちの責務です。

ここに、地域の基幹産業である農業を大切に、市をあげて農業振興に取り組むことを明確にするため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村に関する基本理念並びにその実現に必要な基本方針となる事項を定め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を計画的に推進し、もって本市の農業及び地域社会の持続的発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人及び法人並びに農地を所有している者をいう。
- (2) 農業団体 農業協同組合、土地改良区その他農業に関わる団体をいう。
- (3) 事業者 農産物の流通、加工又は販売に関わる個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 農業及び農村の振興は、次に掲げる基本理念によるものとする。

- (1) 市民が農業及び農村の維持活動に参画し、先人から受け継いだ豊かな農地を守り、美しい農村景観を次世代に引き継ぐこと。
- (2) 互いに助け合う農業を推進し、多様な担い手の連携により魅力ある農業が持続的に発展すること。
- (3) 特産農産物の伝統を守り、安定的な生産及び安心で安全な品質の確保に努めるとともに、篠山の風土に合った新たな農産物の発掘と振興に取り組むこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき農業及び農村の振興に関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、農業者、農業団体、市民及び事業者並びに国及び県と適切な連携を図らなければならない。

(農業者の役割)

第5条 農業者は、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、安心で安全な農産物の安定的な供給、地域の自然環境の保全並びに市民及び都市住民との交流により農業及び農村の振興に努めるものとする。

(農業団体の役割)

第6条 農業団体は、農業者の農業生産活動を支援するとともに、本市の農業及び農村に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、市内で生産された農産物の利用を図るとともに、安心で安全な食料を消費者に供給し、その事業活動において本市の農業及び農村の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深め、市内で生産された農産物を積極的に消費し、コミュニティを育む農村の保全に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本方針

(農業の担い手の育成)

第9条 市は、集落の農業者の生産意欲向上を図るとともに、多様な担い手の確保のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、農業の中核を担う農業者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(個性ある産地の形成)

第10条 市は、特産農産物の安定的な生産及び品質の向上並びに新たな農業技術及び新規農産物の導入に必要な施策を講ずるものとする。

(環境に配慮した農業・農村)

第11条 市は、自然環境と生物多様性に配慮した環境保全型農業と農村づくりに取り組むものとする。

(安心安全な食料の供給)

第12条 市は、安心安全な食料の生産及び供給に必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地域で生産された安全な農産物の利用を図り、地産地消を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(農地の保全と活用)

第13条 市、農業者及び農業団体は、農業の生産基盤である優良な農地を将来にわたって維持し、有効に利用するよう努めるものとする。

2 市は、農業者、農業団体、事業者及び市民と連携し、農業の基盤を支える水路、ため池等農業用施設の保全及び有害鳥獣による被害の防止を図るための施策を講ずるものとする。

(交流と連携)

第14条 市は、都市住民及び市民との交流機会の確保、交流の場の充実、農業体験等の取り組みを推進するため、農業及び農村に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

第3章 丹波篠山市農都創造計画

第15条 市長は、第4条第1項の施策を総合的かつ計画的に推進するため、丹波篠山市農都創造計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、農業及び農村の持続的な発展に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるものとする。

3 市長は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

第4章 丹波篠山市農都創造審議会

第16条 市は、農業及び農村に関する重要な事項を調査審議するため、丹波篠山市農都創造審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 計画に関する事項

(2) 農業及び農村の振興に関し必要な事項

(3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 農業者
 - (2) 農業団体の代表者
 - (3) 事業者の代表者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 公募市民
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

丹波篠山農都宣言

平成21年2月7日
告示第7号

丹波篠山市は、食の安全と安心を未来にわたって育み、丹波篠山特有の自然を生かし、農業の新たな先駆者として更なる振興を実現するため、

- 1 「いのち」を支える「農」を未来に育みます。
- 1 「農」を支える「人・土・水」を大切に育みます。
- 1 「丹波篠山」を支える「特産物」を育みます。

を基本理念として、「自然の気候風土に恵まれた日本一の農業の都、丹波篠山市」をここに宣言します。

— 制定理由 —

丹波篠山市の農業は、丹波霧にみられる盆地特有の気候風土と先人たちのたゆまぬ努力と伝統を生かした特産物（コシヒカリ、丹波黒大豆、山の芋、篠山牛、丹波栗など）を生産しています。

特産物が、「丹波篠山ブランド」として全国的な知名度を誇っていますのも、長年にわたる土づくりの賜ですが、担い手の高齢化や鳥獣被害等の要因により遊休地の増加が懸念されています。

一方、今日の農業をとりまく状況は非常に厳しいものがありますが、食の安全が叫ばれ、環境問題がクローズアップされるなかで、「農」のもつ素晴らしさや多面的な機能の重要性が見直されています。

今こそ、将来に向けた丹波篠山市の農業と食の在り方を示し、「農業の都、日本一の丹波篠山市」を実現するための施策を展開すると共に、丹波篠山市にとって農業が基幹産業であることを明確に位置づけることを目的としてこの「農都宣言」を制定します。

兵庫県 丹波篠山市

発行年 令和 8 年 (2026 年) 3 月

発行者 兵庫県 丹波篠山市

〒 669-2397

兵庫県丹波篠山市北新町 41